

警報発令時における児童の登下校について

『台風・雪』

1 児童が登校する以前に、豊川市に《暴風警報》《暴風雪警報》が発令されている場合

- ◎警報発令中は登校しない。
- ◎警報が解除された場合は以下のとおり対応する。

解除の時刻	対応のしかた
(1) 午前6時30分より前	平常授業（給食がカットされている場合は弁当持参）
(2) 午前6時30分から午前9時30分より前	解除の2時間後から授業を行う 弁当を持参する 各通学班の集合場所への集合時刻は、 授業開始時刻の 通学に係る時間+10分前
(3) 午前9時30分から午前11時より前	午後1:00から授業を行う 家で昼食を済ませる 各通学班の集合場所への集合時刻は、 授業開始時刻の 通学に係る時間+10分前
(4) 午前11時以降	授業を実施せず、休校

※上の(1)(2)(3)の警報が解除された場合でも、大水が出るなど通学路に危険がある場合には、学校と連絡を取り、登校を見合わせる。以降は、学校が判断をして指示を出す。

※給食を中止する場合は、事前に学校からお知らせする。

※《大雨洪水警報》が発令されている場合は、上記の対象ではなく平常授業を行うが、大水が出るなど通学路に危険がある場合には、学校と連絡を取り、登校を見合わせる。以降は、学校が判断をして指示を出す。

2 児童が学校にいる時に、豊川市に《暴風警報》《暴風雪警報》が発令された場合

(1) 台風の位置・進路・発令された時の天候などを考慮し、直ちに児童を一斉下校（集団）させ、職員が集合場所付近まで引率する。ただし、児童を家に帰すと支障がある場合や下校が困難な場合は学校で待機させ、速やかに保護者等に引き渡す。児童を学校待機させることを希望するご家庭は、事前調査時に申し出る。

(2) 通学路の通行が危険と認められる場合や通学距離等により下校が困難と認められる場合は、学校の体育館に待機させ、保護者に「引き渡し」の連絡をして、学校で直接保護者等に引き渡す。

※当日の事情により下校方法を変更する場合は、必ず学校に連絡する。(TEL 86-4368)

◎三上橋を渡る児童の保護者でご都合のつく方は、三上保育園隣までお迎えいただけるとありがたいです。風が強い場合、三上橋を渡る児童の安全確保のため、担当職員と一緒に付き添っていただけるとありがたいです。他の地区の方も、通学班の集合場所付近まで出迎えていただけるとありがたいです。

『地震』

1 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表された場合

- 通常通りの教育活動を行う。
- 校外学習については、発表後に出発する場合は一時見合わせ、校外で活動中の場合はいつでも帰校できるように準備する。

2 1の発表後に、気象庁から以下の臨時情報が発表された場合

(1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)

- 後発地震の発生の備え、適切な措置を行うとともに、通常通りの教育活動を継続する。
- 校外学習については、発表後に出発する場合は延期(中止)し、校外で活動中の場合は速やかに帰校する。
- 必要に応じて、児童の引き渡しや臨時休業の措置をとる場合があります。

(2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)

- 通常通りの教育活動を継続する。
- 校外学習については、発表後に出発する場合は延期(中止)し、校外で活動中の場合は速やかに帰校する。

(3) 南海トラフ地震臨時情報(調査終了)

- 通常通りの教育活動を継続する。

3 大規模地震(震度5弱以上)が発生した場合、児童は学校(運動場または体育館)で待機します。保護者等による引き取りをお願いします。

※授業の再開については、「まなびポケット」「学校ホームページ」等でお伝えします。

『特別警報』 (大規模な災害の発生が切迫していることを伝える警報)

1 児童が登校する以前に、豊川市に「特別警報」が発表されている場合

- 児童は登校しない(休校とする)。登校途中の場合は、直ちに下校する。

2 児童が学校にいる時に、豊川市に「特別警報」が発表された場合

- 児童は学校(運動場または体育館)で待機します。保護者等による引き取りをお願いします。

※解除後(一般の警報に切り替わった後)も、児童を安全に登校させられると判断できるまでは授業を行わない。
翌日以降、判断をして「まなびポケット」「学校ホームページ」等でお伝えします。